

のと里山空港利用促進に係る航空運賃助成金交付要綱

のと里山空港利用促進に係る航空運賃助成金交付要綱（平成19年穴水町告示第107号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、のと里山空港利用促進助成金（以下「助成金」という。）をのと里山空港を利用する者に交付することにより、のと里山空港の利用の促進を図り、もってのと里山空港を拠点とする能登地域及び穴水町の発展に寄与することを目的とする。

（助成金の交付対象者）

第2条 この要綱による助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) のと里山空港羽田空港間の航空機を利用した者で、穴水町の区域内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票）を有する者（以下「町民」という。）
- (2) 修学旅行のためにのと里山空港羽田空港間の航空機を利用した者で、穴水町の区域内の学校に通う児童、生徒又は学生
- (3) 3歳以上18歳未満の者とその親であって、同一ののと里山空港羽田空港間の航空機を利用した町民
- (4) のと里山空港羽田空港間の航空機を利用した町民の家族であって、県外在住の一親等及び一親等の子である者
- (5) のと里山空港羽田空港間の往復の航空機を利用して別に定める町出身プロアスリートの観戦をした町民
- (6) のと里山空港羽田空港間の往復の航空機を利用し、その利用の前後2日以内に乗り継ぎした町民
- (7) のと里山空港羽田空港間の航空機を利用した者で、東京穴水会の会員である者

2 次に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず助成の対象としない。

- (1) 官公庁の職員が公務に伴い利用したとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が助成金の対象として適当でないとしたとき

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、別表に定めるところによる。

（助成金の申請）

第4条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、のと里山空港利用促進に係る航空運賃助成金交付申請及び請求書（様式第1号）及び旅行者名簿（様式第2号）に搭乗券又は搭乗した事実を確認できる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

2 助成金の請求の期限は、航空機搭乗日から60日以内とする。

（助成金の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第6条 町長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者がいると認めるときは、助成金を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(助成金の申請の特例)

- 2 第2条第1項第3号から第5号までに掲げる者が行う航空機の利用の日が、この要綱の施行の前日であっても、第4条の規定の対象とする。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分	助成金額	備 考
第2条第1項第1号の規定による者 (12歳以上の者)	3,000円(往復) 1,500円(片道)	5人以上の団体が往復利用した場合には1,000円を加算する。
第2条第1項第1号の規定による者 (3歳以上12歳未満の者)	1,500円(往復) 750円(片道)	同上
第2条第1項第2号の規定による者	4,000円(往復) 2,000円(片道)	
第2条第1項第3号の規定による家族	2,000円(往復) 1,000円(片道)	同一便を利用した場合に限る。
第2条第1項第4号の規定による者	2,000円(往復) 1,000円(片道)	申請者及び振込口座の名義人は町民に限る。
第2条第1項第5号の規定による者	1,000円(往復)	入場券等、観戦したことを証明する書類を添付。
第2条第1項第6号の規定による者	1,000円(往復)	のと里山空港羽田空港間の往復の搭乗券と併せて乗り継ぎ分の搭乗券を添付。

第2条第1項7号の規定による者	2,000円(往復) 1,000円(片道)	
-----------------	--------------------------	--